

## 南魚沼市立地適正化計画策定業務公募型プロポーザル実施要領

### 1 趣旨

南魚沼市では、市街地内の人口が減少し空洞化する一方で、一部区域では市街地外縁部での宅地化がみられる。低密度な市街地の拡大は、行政サービスや公共施設等の維持費増を招き、現状の厳しい財政をさらに悪化させることになる。南魚沼市が持続可能な都市として次世代に引き継ぐためには、今後の人口規模や構造に対応した適正な市街地規模や機能配置による効率的な都市づくりが求められている。立地適正化計画の策定に向け業務を委託するにあたり、委託業者を適正、公正に選択し、本業務に最も適した委託業者を選定するため、下記要領によりプロポーザルを実施するものとする。

### 2 業務概要

#### (1) 業務名

南魚沼市立地適正化計画策定業務委託

#### (2) 業務内容

別紙「南魚沼市立地適正化計画策定業務委託仕様書」のとおり

※提案の内容や予算の都合により、仕様書の内容を変更する必要が発生した場合は、発注者と受注者が協議のうえ行う。

#### (3) 履行期間

契約締結の日から令和4年3月15日まで

※立地適正化計画の策定作業は令和6年3月（予定）まで行うものであるが、本業務は令和3年度末を終期とする。本業務により令和3年度末までに「市民意向の把握・分析」までの取りまとめを行う。

#### (4) 履行場所

南魚沼都市計画区域

#### (5) 見積限度額（令和3年度）

6,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

※（参考）全体計画（令和3年度、令和4年度、令和5年度）「想定額」

17,000,000円（消費税及び地方消費税含む）

### 3 参加条件

本プロポーザルに参加できるものは、次に掲げる要件を全て満たすこととする。

- (1) 南魚沼市に建設コンサルタント等業務で入札参加資格登録（都市計画及び地方計画部門）をしている者であること。なお、資格を有していない者は、参加表明書受付期限までに入札参加資格登録手続きを行うこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していな

いこと。

- (3) 参加表明書提出から契約締結までの間、新潟県及び南魚沼市による指名停止処分又はこれに準ずる措置を受けていないこと。
- (4) 南魚沼市暴力団排除条例（平成 24 年条例第 2 号）に基づく措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定に基づく更生手続き開始の申し立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定に基づく再生手続き開始の申し立てがなされていないこと。
- (6) 過去に新潟県内で立地適正化計画策定に関する受注実績を有すること。

#### 4 公募型プロポーザル実施日程

- |      |                  |  |
|------|------------------|--|
| (1)  | 公募開始（公告）         | 令和 3 年 5 月 7 日（金）                                  |
| (2)  | 参加表明書受付          | 令和 3 年 5 月 7 日（金）から<br>令和 3 年 5 月 12 日（水）午後 5 時まで  |
| (3)  | 質問書の提出期間         | 令和 3 年 5 月 13 日（木）から<br>令和 3 年 5 月 14 日（金）午後 4 時まで |
| (4)  | 質問書に対する回答        | 令和 3 年 5 月 19 日（水）                                 |
| (5)  | 1 次審査書類受付（書類審査）  | 令和 3 年 5 月 20 日（木）<br>令和 3 年 5 月 24 日（月）午後 5 時まで   |
| (6)  | 1 次審査結果通知        | 令和 3 年 5 月 27 日（木）                                 |
| (7)  | 企画提案書等受付         | 令和 3 年 5 月 28 日（金）から<br>令和 3 年 6 月 9 日（水）午後 5 時まで  |
| (8)  | 2 次審査（プレゼンテーション） | 令和 3 年 6 月 16 日（水）（予定）                             |
| (9)  | 2 次審査結果の通知・契約協議等 | 令和 3 年 6 月 23 日（水）から<br>令和 3 年 6 月 30 日（水）まで（予定）   |
| (10) | 契約締結             | 協議完了後  |

#### 5 参加表明書の提出

- (1) 提出書類  
参加表明書（様式 1）
- (2) 提出期間  
令和 3 年 5 月 7 日（金）から令和 3 年 5 月 12 日（水）までの午前 9 時から午後 5 時まで
- (3) 提出方法  
電子メールにより提出すること。  
※メールの件名には、事業者名を分かるように記入することとし、提出後は必ず電話

(閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)により受信確認を行うこと。

(4) 提出先

南魚沼市財政課契約検査班 メールアドレス [keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp](mailto:keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp)  
電話番号 025-773-6671 (直通)

6 1次審査書類の提出及び1次審査について

(1) 提出書類

ア 会社概要書(任意様式)

事業者等の経歴、役員の構成及び指名、組織体制、従業員数、事業概要等が把握できるもの。

イ 業務実績表(様式3)

平成28年度以降の官公庁からの受注実績のうち、本業務と同種及び類似する事業を記入すること。

ウ 業務体制表(様式4)

(ア) 契約締結後における業務の実施体制(管理技術者、照査技術者及び担当者の氏名、経験及び担当する業務等)について記載すること。

(イ) 管理技術者は、技術士(建設部門:都市及び地方計画)またはRCCM(専門技術部門:都市計画及び地方計画)の有資格者とする。

(ウ) 管理技術者と照査技術者は兼ねることは出来ない。

(エ) 照査技術者は、管理技術者と同等程度以上のものとする。

エ 業務体制全体図(任意様式)

業務体制の全体がわかるものを提出すること。

(2) 提出期間

令和3年5月20日(木)から令和3年5月24日(月)までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出部数

提出部数は、正本各1部、副本各6部とする。

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は一般書留又は簡易書留に限る。提出期限必着)により提出すること。

(5) 提出先

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1  
南魚沼市財政課(市役所本庁舎2階)

(5) 1次審査

提出された1次審査書類について、書類の審査及び評価(以下「審査等」という。)は、南魚沼市立地適正化計画策定業務業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)

を設置し、選定委員会において1次審査通過者を3者程度選定する。ただし、参加表明書を提出した者が3者に満たない場合は、1次審査を省略する。

(7) 審査基準

別表第1のとおり

(8) 審査方法

提出された1次審査書類について、審査基準に基づき、選定委員会の各委員が審査等を行う。

(9) 1次審査の結果通知

1次審査の結果を提出者全員に電子メール及び文書により通知する。

なお、選定結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

## 7 企画提案書等の提出及び2次審査について

(1) 提出書類

ア 企画提案書(様式5)

1次審査通過者は、次のことについて、「審査基準」にある審査項目の視点に沿って、提案内容を分かり易く具体的に記載すること。また、別紙の業務仕様書を基に積極的な提案を行うこと。

なお、計画策定に向け、次年度以降の業務も併せて提案を行うこと。

(ア) 詳細な都市分析の実施に向けた提案

(イ) 本市の特性・地域性を踏まえた都市分析方法の提案

(ウ) 本市の特性・地域性や将来性を踏まえた区域設定の考え方について

(エ) 計画策定の背景や計画案について、住民の周知方法等(説明会やポスターセッション等)の提案。

(オ) 提案者が受注した場合の本市へのメリットや業務を遂行する際のアピールポイント、提案者独自の取り組みや追加提案等について

(カ) 作業工程及び業務実施体制について※業務体制表と整合させ記載する。

イ 業務工程表(任意様式)

(ア) 作業項目ごとに実施スケジュールが具体的にわかるように記載すること。

(イ) 計画策定に向け、次年度以降の業務の行程表も提出すること。※別様式とする

ウ 見積書(任意様式)

(ア) 具体的な積算内訳を記載すること。

(イ) 見積金額及び内訳金額は、消費税及び地方消費税を除いた額とすること。

(ウ) 計画策定に向け、次年度以降の業務の見積書も提出すること。※別様式とする

※本プロポーザルにおいて、計画策定に向け令和4年度以降の取り組みも提案していたが、契約は単年度ごとの締結となり、令和4年度以降の委託契約については、令和3年度の業務実績等の履行状況を適正に評価した上で、予算の範囲内において決定す

る。本業務の契約を締結した場合であっても、令和4年度以降の業務の継続委託を確約するものではない。

(2) 提出期間

令和3年5月28日(金)から令和3年6月9日(水)まで(閉庁日を除く。)の午前9時から午後5時まで

(3) 提出部数

提出部数は、正本各1部、副本各6部とし、あわせてCD-ROM(提出書類をPDFに変換したもの)を提出すること。

(4) 提出方法

持参又は郵送(郵送の場合は一般書留又は簡易書留に限る。提出期限必着)により提出すること。

(5) 提出先

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1  
南魚沼市財政課(市役所本庁舎2階)

(6) 2次審査

業務の企画内容についてプレゼンテーション及びヒアリングを行う。プレゼンテーションは非公開とする。

ア 日時 令和3年6月16日(水)(予定)

詳細な日程は、別途通知する。

提案順序は、企画提案書提出順とする。

イ 方法 オンライン開催とする。

詳細な方法については、別途通知する。

※新型コロナウイルス感染症の流行状況によっては方法を変更する場合もある。

ウ 所要時間

準備5分以内、企画提案プレゼンテーション20分以内、ヒアリング10分以内

エ 内容 企画提案書の説明、質問及び意見交換等。

オ 出席者

プレゼンテーションの準備も含め3人以内とし、企画提案書に記載された管理技術者は必ず出席すること。

カ 使用機器

オンライン開催に必要な機材は各自で用意すること。

(7) 審査基準

別表第2のとおり

(8) 審査方法

事業者からの企画提案書及び提案を審査基準に基づき、選定委員会により審査等を行う。

(9) 優先交渉者の特定

- ア 選定委員会において、南魚沼市立地適正化計画策定業務の優先交渉者を特定する。
- イ 選定委員会の審査等により、最も評価が高い事業者を優先交渉者とする。ただし、協議・交渉の段階で不調に帰した場合は、次点の事業者と交渉する。
- ウ 最も高い評価点が同点の場合は、提案見積価格が低い事業者を優先交渉者とする。

(10) 審査結果の通知

2次審査の結果については、令和3年6月23日(水)に、プレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に電子メール及び文書により通知する。

なお、選定結果等についての異議申立ては、一切受け付けない。

(11) 作成上の留意点

- ア 原則、A4版、用紙縦使い、横書きとすること。
- イ 文字の大きさは、原則として11ポイント以上とすること。
- ウ 企画提案書は、表紙、目次を除き、両面印刷とし、20ページ以内とすること。
- エ 企画提案書の印刷の色は、カラー、白黒を問わない。
- オ 企画提案書の下段余白中央にページ毎にページ番号を付けること。
- カ 企画提案書の表紙には、タイトル「南魚沼市立地適正化計画策定業務」、提出年月日を記載し、正本には、会社名、代表者名を記載すること。
- キ 見積書の正本には、会社名・会社印、代表者名・代表者印を記名押印すること。
- ク 企画提案書の各ページには、会社名、商標等企業名が特定できる情報は記入しないこと。

## 7 質問及び回答

(1) 提出方法

質問書(様式2)に質問事項を簡潔にまとめ、電子メールにより提出すること。

※メールの件名には、質問回数と事業者名を分かるように記入することとし、質問書提出後は必ず電話(閉庁日を除く午前9時から午後5時まで)により受信確認を行うこと。

(2) 提出期間

令和3年5月13日(木)から令和3年5月14日(金)午後4時まで

(3) 回答方法

令和3年5月19日(水)までに、質問事項と回答を各社へ電子メールで送信する。

※質問のあった事業者名は公表しない。

(4) 提出先

南魚沼市財政課契約検査班    メールアドレス    [keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp](mailto:keiyaku@city.minamiuonuma.lg.jp)  
電話番号                      025-773-6671 (直通)

## 8 参加辞退届の提出

参加表明書提出後に、参加を辞退する者は、参加辞退届を次の方法で提出すること。

### (1) 提出書類

参加辞退届（様式6）

### (2) 提出期限

令和3年6月9日（水）正午まで

### (3) 提出方法

持参又は郵送（郵送の場合は一般書留又は簡易書留に限る。提出期限必着）により提出すること。

### (4) 提出先

〒949-6696 新潟県南魚沼市六日町180番地1  
南魚沼市財政課（市役所本庁舎2階）

## 9 契約

契約時の委託仕様については原則として、優先交渉者の企画提案書等の記載内容とするが、本業務の目的達成のため、必要な範囲において、記載内容及び金額等を南魚沼市との協議・交渉により決定し、南魚沼市財務規則（平成19年南魚沼市規則第4号）に基づき契約を締結する。

## 10 遵守事項

参加者は、下記の事項を遵守しなければならない。参加者が事項のいずれかに違反したとき、又は選定委員会が不適正な行為をしたと認めたときは、失格とする。

- (1) プロポーザル実施において、公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、もしくは不正の利益を得るために連合しないこと。
- (2) 契約の履行にあたり、故意に粗雑にし、又は品質若しくは数量について不正の行為をしないこと。
- (3) 他の参加者に対し、直接的又は間接的に妨害しないこと。
- (4) 南魚沼市財務規則及び関係法令等に違反しないこと。
- (5) 暴力団関係者を担当又は代理人として使用し、又は暴力団関係者に金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与えないこと。
- (6) その他、南魚沼市職員の指示に従うこと。

## 11 留意事項

- (1) 参加表明書のほか、プロポーザルに要する経費及び提出に係る費用は、すべて参加者の負担とする。
- (2) 市が必要と認めるときは、追加書類の提出を求める場合がある。

- (3) 企画提案書は、1事業者につき1案とする。
- (4) 提出期限後の企画提案書等の修正又は変更は、原則として認めない。
- (5) 企画提案書等、本業務のプロポーザルに係るすべての提出物は返却しない。
- (6) 企画提案書については、優先交渉者の選定のために使用するものとし、公表しない。
- (7) 電子メール等の通信事故については、本市はいかなる責任も負わない。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は失格とする。
  - ア 参加条件を満たさなくなった場合
  - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
  - ウ 見積額が見積限度額を超えている場合
  - エ プレゼンテーションに参加しなかった場合
  - オ 選定の公平性を妨害する行為があった場合
  - カ 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為があった場合



別表第 1

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	評点限度
企業	業務実績	H28 年度以降の同種又は類似業務の受注実績。	6
	地域精通度	県内に本店又は支店があるか。	4
技術者	管理技術者資格	管理技術者の資格	25
	管理技術者業務実績	H28 年度以降の同種又は類似業務の実績件数。	
	照査技術者資格	照査技術者の資格	
	照査技術者業務実績	H28 年度以降の同種又は類似業務の実績件数。	
	担当技術者資格	担当技術者の資格	
	担当技術者業務実績	H28 年度以降の同種又は類似業務の実績件数。	
業務実施能力	業務執行体制	適切な人員配置が行われているか。	5
合計			40

別表第2

審査項目	評価項目	詳細・着眼点	評点限度
企画提案内容	業務理解度	本市の地域特性を踏まえた的確な課題設定・調査項目に対する明確な調査・分析手段が明示されているか。 地域の地域特性や将来性を踏まえた区域設定の考え方が明示されているか。 計画案の住民への周知方法等、具体的で効率的な実施方法が提案されているか。 業務内容を的確に把握し、効率的な手順で無理のないスケジュールが示されているか。	45
	企画提案の内容	計画書の構成や表現が明瞭で、分かりやすくまとめられているか。 地域特性及び将来性を踏まえ、独自性や先進性のある企画提案となっているか。	25
	プレゼンテーション	説明の分かりやすさ、説明者の業務に対する意欲が強く感じられるか。 発表の構成力に優れ、根拠や知識・技術力の裏付け等により説得力があるか。	20
提案見積内容		業務提案に対し適正な内容構成、全体的な業務量にふさわしい業務価格となっているか。	10
合計			100